太田市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の福祉の増進を図るため、公益社団法人太田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の運営事業に要する経費の一部について、太田市シルバー人材センター運営事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

- 第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、センター が行う次に掲げる事業(国及び県が補助する場合に限る。以下「補助対象事業」とい う。)を実施するために要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。
 - (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
 - (3) 高年齢者の就業に関する相談
 - (4) 補助的又は短期的な就業を希望する高年齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供(高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業を除く。)
 - (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢者に対する無料職業紹介事業又は一般労働者派遣事業
 - (6) 高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識又は、技能の付与を目的とした講習等の実施
 - (7) 社会奉仕に関する事業
 - (8) 第1号から第7号までに掲げる事業を遂行するための基金設置
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業 (補助金の額)
- 第3条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に充当される別表第2に規定する特 定財源となる収入を控除した額とする。
- 2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(取得財産の管理)

第4条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、センターの財産とし、 当該センターは、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理 に努めなければならない。

(補助金の返還)

第5条 市長は、センターに対し、会計年度末に繰越金が生じたときは、補助金の返還 を求めることができる。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けたセンターは、補助事業に係る収入及び支出についての証 拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間 保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の太田市シルバー人材センター運営事業補

助金交付要綱の規定により交付の決定を受けた太田市シルバー人材センター運営事業費補助金については、なお従前の例による。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定 により補助金の交付を受けたセンターについては、第6条の規定は、同日後も、なお その効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

シルバー人材センター運営事業補助対象経費一覧表

経費区分		区分	補助対象となる経費
運営費	人件	人件費	職員基本給 職員特別給与 職員諸手当 社会保
補助	費		険料 福利厚生費 職員退職給与引当預金 退職
			金掛金
		負担金	太田市行政管理公社負担金
	管理	光熱水料	電気料 水道料 ガス料
	費	租税公課	センターの固定資産税及び法人としての市県民税
		賃借料	事務所及び事務用機器等の借上料
		雑役務費	委託料(清掃委託料、各種メンテナンス料、DP
			E、各種放送視聴料、車検料、コピー機のカウン
			ター料等) 修繕費 (機械器具等の修繕費、電気・
			水道・ガス等の新増設費、配線工事費、事務所家
			屋の簡単な修繕費等)手数料(金融機関への振込
			手数料及び行政機関への手数料)事務及び事業上
			の新聞その他の広告料
	事業	諸謝金	講師等に支払う謝金及び謝礼
	費	臨時雇用	臨時に雇用する職員の賃金
		賃金	
		旅費	関係機関等との連絡及び会議等に要する旅費(太
			田市職員等の旅費に関する条例(平成17年太田
			市条例第71号)及び太田市職員等の旅費支給に
			関する規則(平成17年太田市規則第72号)を
		W + 1 +	準用し、算出した旅費に限る。)
		消耗品費	事務用消耗品費、燃料費等
		修繕費	機械器具、自動車、作業所等の修繕料
		会議費	会議等の茶菓代
		印刷製本	印刷製本費
		費	新田町 本本日本本日で生
		通信運搬	郵便料 通信料 電話料 事業用等の諸物品の荷
		費 和新公課	造費及び運賃等
		租税公課保険料	自動車重量税 消費税 シルバー場実保険料 自動車場実際機保険料
		.,,,,,	シルバー損害保険料 自動車損害賠償保険料
		委託費	広告料等委託料 は栄訓練用ラキスト は栄訓練用ラキスト は栄訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラキスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代訓練用ラギスト は代述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述
		教材費	技能訓練用テキスト、材料及び簡単な手工具類の
			購入費

別表第2 (第3条関係)

特 定 財 源 と な る 収 入

受託事業事務費 使用料及び損料 独自事業事務費 会費 補助金等(市補助金を除く。) 寄付金 雑収入 固定資産売却収入 特定預金取崩収入 借入金収入 前期繰越収支差額